

## < 封 筒 >

●年●組●番 ●● ●● さん  
保護者様

国の就学支援金の受給にかかる書類が入っています。  
記入して、提出してください。

**(国)就学支援金**

※マイナンバー既提出者

**重要  
必ず提出**

**提出期限： 6月15日（金） 提出先：事務室（1号館1階）**

### 【 封入書類 】

1. 高等学校等就学支援金 所得判定に係る必要事項確認書（マイナンバー既提出者用）
2. 記入例（あくまで一例です）

### 【 提出書類 】

- 高等学校等就学支援金 所得判定に係る必要事項確認書（マイナンバー既提出者用）

### 【 留意事項 】

- ・所得確認の対象となる保護者等は、原則「親権者」です。誤って特定されたまま申請・支給が行われた場合は、不正利得として受給額が徴収されます。偽りその他不正があれば、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処されます。
- ・提出後、申請内容に変更が生じた際は、速やかに事務室にご連絡ください。それがない場合、支給を受けられなかったり、さかのぼって返金しなければならないことがあります。

< 申請内容の変更の例 >

- ①保護者等の変更（婚姻、その解消など）、②子どもの人数の増加、③転居、④税の修正（修正申告などによる住民税の変更など）

- ・制度の詳細は文部科学省や大阪府のホームページで確認できます。

常翔啓光学園高等学校 事務室 TEL：072-848-0521（担当：高月）

高等学校等就学支援金 所得判定に係る必要事項確認書

学年/組/番号	年 組 番
生徒氏名	

既にご提出いただいたマイナンバーを利用して、高等学校等就学支援金の2021年7月以降の所得判定を行うにあたり、以下の3点を確認する必要があります。  
つきましては、以下の【確認事項】に御記入願います。

- (1) 現在の就学支援金の支給額の判断基準となる者(保護者等)に変更がないか ※裏面【参考1】参照
- (2) 本年度の課税地(2021年1月1日時点の住所地) ※裏面【参考2】参照
- (3) 住民税の申告をしているか

【確認事項】 該当する項目の□にチェック☑を入れてください。

＜問1＞就学支援金の支給額の判断基準となる者(保護者等)に変更はありませんか。

※変更について、既に学校に申出済の場合は「変更なし」を選択してください。

チェック☑

<input type="checkbox"/>	変更なし
<input type="checkbox"/>	変更あり

⇒問2へ

⇒学校に連絡のうえ、別途「収入状況届出書」等の必要書類を提出してください。

★変更理由は？：□離婚 □婚姻 □死別 □その他 ( )

※保護者が再婚しても、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わない場合は、その再婚相手は生徒の親権者にはなりません。

＜問2＞就学支援金の支給額の判断基準となる者(保護者等)の

2020年1月1日時点と2021年1月1日時点の課税地(住民票住所を有する市町村)は同じですか。

チェック☑

<input type="checkbox"/>	同じです
<input type="checkbox"/>	同じではありません

⇒問4へ

⇒問3へ

＜問3＞ 前問で「同じではありません」にチェックを入れた方は、以下の項目を記入してください。⇒記入後、問4へ

No.	課税地等が変更となる保護者等の氏名	生徒との続柄	2020年1月1日時点の住所地 (令和2年度の課税地)	2021年1月1日時点の住所地 (令和3年度の課税地)
1	(ふりがな)		都 道 市 区 府 県 町 村	都 道 市 区 府 県 町 村
			□国外	□国外
2	(ふりがな)		都 道 市 区 府 県 町 村	都 道 市 区 府 県 町 村
			□国外	□国外

※1月1日時点で日本国内に住所を有しない場合は、「□国外」にチェック☑してください。

＜問4＞就学支援金の支給額の判断基準となる者(保護者等)について、令和3年度分(令和2年所得分)の住民税の申告は行っていますか。

※申告しているかわからない場合は、市役所の住民税担当窓口へお問い合わせください。

※マイナンバーを利用し、審査に必要な税額情報が取得できない場合、別途、必要書類の提出を求める場合があります。

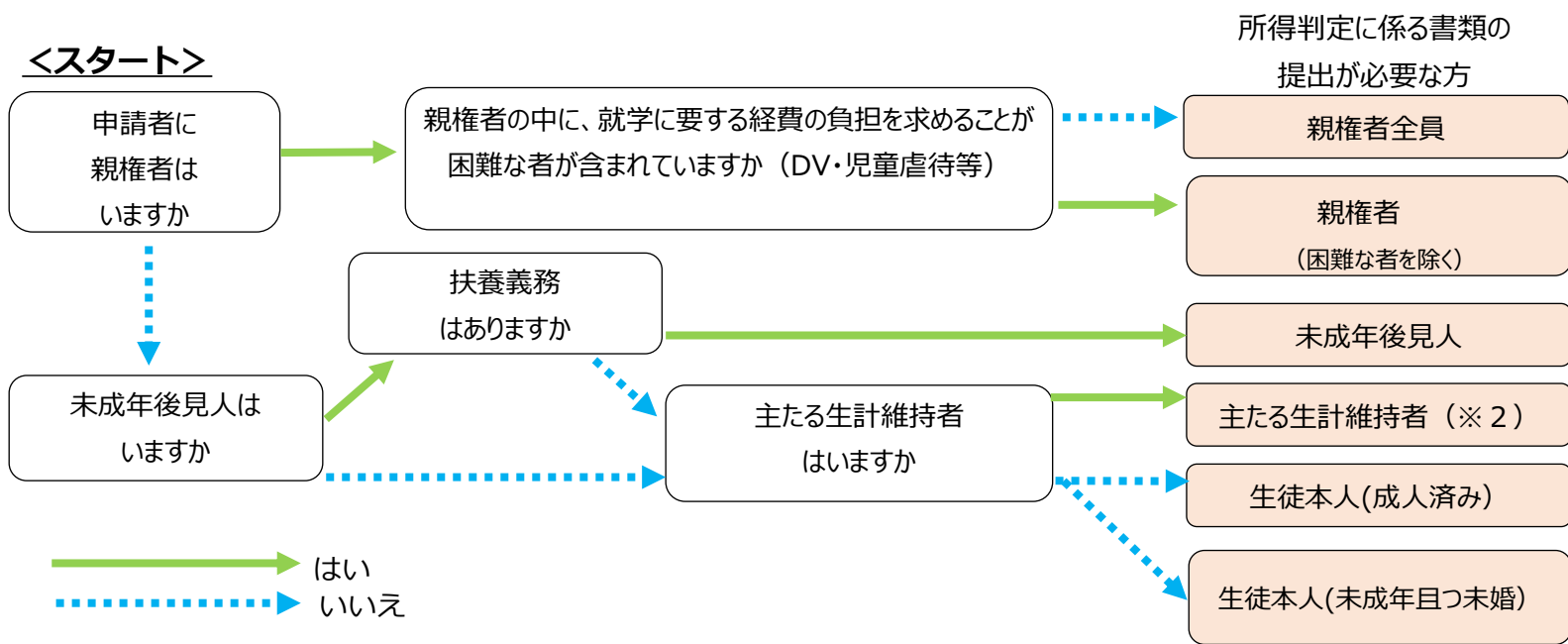
チェック☑

<input type="checkbox"/>	申告済です
<input type="checkbox"/>	申告していません

⇒速やかに住民税の申告を行ってください。  
なお、支給決定が遅れる場合があります。

質問は以上です。

**【参考1】就学支援金の支給額の判断基準となる者（保護者等）の確認用フローチャート**

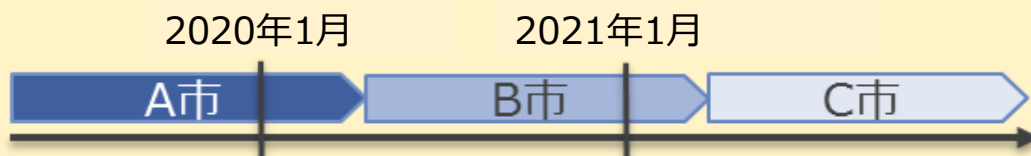


(※1) 保護者が再婚しても、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わない場合は、その再婚相手は生徒の親権者にはなりません。

(※2) 所得判定に係る書類の提出が必要な方が「主たる生計維持者」の場合は、扶養者を確認するため、生徒本人の健康保険証の写しも併せて提出してください。(被保険者等記号・番号は黒塗りしてください)

**【参考2】課税地について**

補足：課税地の例（A市からB市、C市へ引越している場合）



2020年7月～2021年6月に申請する場合の課税地→A市（2020年1月1日時点の住所）

2021年7月～2022年6月に申請する場合の課税地→B市（2021年1月1日時点の住所）

※必ずしも申請時の住所とは限りませんので注意してください。